

2009年3月19日
Our Ref. No. TO090319-01

お客様 各位

オーストラリアにおける 1GHz の妨害波測定 の扱いについて

平素より弊社 EMC 試験設備をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、オーストラリア及びニュージーランドに輸出されます IT 製品に対して現在有効な EMC 要求は AS/NZS CISPR22:2006 ですが、1GHz 以上の放射妨害波に関する規定は ACMA^{*1} web site^{*2} にも記載されておりますが、欧州の EMC 指令に調和される形で運用実施されております関係上、有効規格のすべてに記載されている最小の要求事項を満たせばよいことになっております。

現在有効な EN55022 とは EN55022:1998、EN55022:2006、EN55022:2006+A1 の 3 種類ですが、このうち 1GHz 以上の要求が無い版が廃止になるまでオーストラリア ACMA からは 1GHz 以上の放射妨害波測定 の要求はありません。

具体的には EN55022:1998 版が 2009 年 10 月 1 日まで、EN55022:2006 ; アmendメント 1 を除くが 2010 年 10 月 1 日までとなっておりますので、2010 年 10 月 1 日までは 1GHz 以上の放射妨害波測定は要求されないこととなります。オセアニア方面^{*1} 仕向けの EMC 試験を実施される場合は、上記の事に留意してご予約をいただけますようお願い致します。

注) ACMA^{*1} : Australian Communications and Media Authority

Web site^{*2} : http://www.acma.gov.au/WEB/STANDARD/pc=PC_100964

オセアニア方面^{*3} : ニュージーランドはオーストラリアと同一条件のためオセアニア方面と致した。

以上

(株)日本 EMC ラボラトリ
統括部長 大河原孝幸

